

教育委員会（校園）スクールサポートスタッフ【時間額】（会計年度任用職員）要綱

1 目的

この要綱は「大阪市教育委員会会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、教育委員会（校園）スクールサポートスタッフ【時間額】（会計年度任用職員）（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 書類選考
- ② 面接

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

- ・週1日～週5日（ただし、週の勤務時間が15時間以内）

「勤務時間」

- (a) 午前8時00分～午後5時00分の間で1時間単位（最長7時間勤務）
- (b) 午前10時00分～午後6時30分の間で1時間単位（最長7時間勤務）

「休憩時間」

- ・1日5時間の勤務を超える場合においては、午前11時～午後2時までの間に45分の休憩時間を勤務先の学校が定める時間に置く。なお、5時間以内の勤務時間の場合においても、必要に応じて休憩時間を置くことができる。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する